

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成22年2月8日
【四半期会計期間】	第40期第2四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社物語コーポレーション
【英訳名】	The Monogatari Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林佳雄
【本店の所在の場所】	愛知県豊橋市西岩田五丁目7番地の11
【電話番号】	0532-63-8001（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部本部長 高山和永
【最寄りの連絡場所】	愛知県豊橋市西岩田五丁目7番地の11
【電話番号】	0532-63-8001（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部本部長 高山和永
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年2月13日に提出した第40期第2四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(訂正前)

平成17年9月27日定時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	18,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,867
新株予約権の行使期間	自平成19年10月1日 至平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,867 資本組入額 1,867
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を他に譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2. 当社が新株予約権発行後に株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の株を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 株式の分割及び調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(併合の場合は減少株式数を減ずる)

4. 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という)は、権利行使時において、当社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役・監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。その他の条件については、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「株式会社物語コーポレーション新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

5. 平成19年8月27日開催の取締役会決議により、平成19年9月13日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(訂正後)

平成17年9月27日定時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	6,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,867
新株予約権の行使期間	自平成19年10月1日 至平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,867 資本組入額 1,867
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を他に譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は3株であります。

2. 当社が新株予約権発行後に株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の株を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 株式の分割及び調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ \text{調整後払込金額} &= \\ & \text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数} \\ & \text{(併合の場合は減少株式数を減ずる)} \end{aligned}$$

4. 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という)は、権利行使時において、当社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役・監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。

本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「株式会社物語コーポレーション新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

5. 平成19年8月27日開催の取締役会決議により、平成19年9月13日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。